



田中 嘉樹
(63歳)

教育長が再任されました

6月14日(金)に開催された第2回市議会定例会での同意を得て、教育長に田中嘉樹さんが再任されました。

定めています。

また世帯に18歳以下の扶養児童がいる場合、児童1人当たり5万円を加算します。

対象 新たに令和6年度住民税非課税および新たに令和6年度均等割のみ課税となる世帯

※令和5年度に同様の給付の対象となった方は対象外です。

●**定額減税調整給付金について**

納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される減税額(定額減税可能額)が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を給付します。給付額は、納税義務者の定額減税可能額を控除しきれない額に応じて異なります。

福祉

国民年金保険料の
免除・納付猶予申請

経済的な理由などにより、保険料を納めることが困難な方が免除や猶予を申請できる制度があります。

●**免除制度**

申請者本人とその配偶者(別居中の配偶者を含む)ならびに世帯主のいずれも前年所得(令和5年1月～12月までの収入)が定められた基準以下に該当する場合、保険料が全額免除または一部免除となります。

●**納付猶予制度**

50歳未満の方で本人、配偶者(別

※調整給付の対象となる方には、市からお知らせを送付しますが、文書の発送時期や給付受付の開始時期等は現在調整中です。

●**問い合わせ等について**

滝川市臨時給付金コールセンター
【定額減税・給付金】相談窓口
電話番号 0120-223-130(無料)
受付時間 8時30分～20時

詳細が決まりましたら、市ホームページや広報等でお知らせします。

固定額減税補足給付金等給付室
TEL 28-8009

※調整給付の対象となる方には、市からお知らせを送付しますが、文書の発送時期や給付受付の開始時期等は現在調整中です。

●**問い合わせ等について**

滝川市臨時給付金コールセンター
【定額減税・給付金】相談窓口
電話番号 0120-223-130(無料)
受付時間 8時30分～20時

詳細が決まりましたら、市ホームページや広報等でお知らせします。

固定額減税補足給付金等給付室
TEL 28-8009

居中の配偶者を含む)の前年所得が定められた基準以下に該当する場合、保険料の納付を最長で10年先延ばしにできます。

ただし、一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます(猶予承認期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、保険料を追納しないと年金額には反映されません)。

免除・納付猶予期間 令和6年7月分～令和7年6月分

受付開始 7月1日(月)

申請場所 保険医療課、江部乙支所、砂川年金事務所、TEL 52-3890

申請に必要なもの 年金手帳または基礎年金番号通知書などの基礎年金番号が分かるもの、本人確認書類(運転免許証など)、失業中の方は雇用保険受給資格者証が雇用保険被保険者離職票等の写し

※所得の申告をしていない場合は申告後に申請してください。

※免除および納付猶予の申請は、継続申請で承認された方を除いて原則毎年申請が必要です。保険料を未納のままにしておく、老齢基礎年金だけでなく、障害基礎年金や遺族基礎年金なども受給できない場合があります。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

※学生の方は学生納付特例の納付猶予の制度があります。この制度

を受けた期間は受給資格期間には算入されますが、保険料を追納しないと年金額に反映されません。

国保医療課 TEL 28-8016

上下水道料金の軽減

次に該当する方は、申請により上下水道料金が軽減されます。

なお、市税が未納の方は軽減を受けることができませんので、未納がないことをご確認ください。

①生活保護世帯

②70歳以上の単身世帯で、令和6年度の市民税が非課税の方

③母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭または父子家庭で、次のア、エのいずれかに該当する子を扶養している令和6年度の市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯

ア 満20歳未満の子

イ 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている子

ウ 療育手帳A判定の交付を受けている子

エ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている子

申請先 ②介護福祉課、③子育て応援課(保健センター内)

※①の世帯は申請不要です。

※②、③に該当する方は印鑑をお持ちのうえ申請してください。

※江部乙支所でも申請できます。

介護福祉課 TEL 28-8028、子

11 広報たきかわ 2024-07

その他健康福祉生活スポーツ講・催募集

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽しもう教室です。

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・バランスボールなどを利用し、肩こり・腰痛予防、姿勢改善やウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽しもう教室です。

コース	日程	時間	場所	対象	定員	受講料
ストレッチポール	7月12日(金) 19日(金) 26日(金)	10時20分～11時 11時20分～12時	滝川市スポーツセンター 第1体育館 会議室	18歳以上	各回8人	1回 当たり 300円
ストレッチポール 自重トレーニング	7月13日(土)	10時30分～11時30分				60歳以上
楽しく ストレッチーズ	7月10日(木) 20日(土) 24日(木)			13時30分～14時30分		
シニア元気体操	7月9日(水) 23日(火)					

※受講料当日徴収

申込方法 開催日前日までに、窓

口または電話でお申し込みください(火～土曜日9時～17時/祝日を除く)。

国 滝川市スポーツ協会 TEL 23-4617

生活

戸籍証明の広域交付

令和6年3月1日から、戸籍法の一部を改正する法律が施行され、滝川市以外に本籍がある方も本人等請求に限り戸籍証明を市民課窓口で請求できます。

また滝川市以外の市区町村窓口でも滝川市の戸籍証明を取得することができます。

戸籍証明の広域交付は本人等(本人、配偶者、子や孫)の戸籍の請求はできますが、第三者の戸籍や、代理人が戸籍を請求することはできません。

○**取得できる証明書種類**

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)、除籍全部事項証明(除籍謄本)、改製原戸籍謄本

○**請求に必要な本人確認書類**

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳などいずれか1点

※過去の除籍謄本や改製原戸籍謄本は交付までに長時間かかる状況です。相続等で出生時まで遡って請求される際は、当日に交付でき

ず、再度来庁いただく場合がありますのでご了承ください。

国 市民課 TEL 28-8015

**市営墓地の草刈りを
実施します**

次の期間中、市営墓地内の通路等共用部分や空き区画等の草刈りを順次実施します。

ご来場の際、作業場所をう回いただく等ご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

場所 滝の川墓地、空知太墓、江部乙墓地、19丁目墓地

期間 7月10日(水)～8月9日(金)

※天候により期間が変更になる場合があります。

国 ぐらし支援課 TEL 28-8013

街のおしゃべりサロン

「e-u-a(エルア)」

認知症や障がいがあっても誰でも参加できるお出かけの場です。保健師による個別相談も気軽にでき、認知症本人や認知症サポーターからなる「チームオレンジ」と一緒にしゃべりや作業を行います。

日時 8月1日(木) 10時～12時

場所 三世代交流センター

内容 おしゃべり、積み木作り(軽作業)、保健師による相談

国 地域包括支援センター TEL 28-8018

029

**水道料金の口座振替・
スマホ決済について**

水道料金の支払いには、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替のお申し込みは、印鑑と通帳、最近の領収書をご持参のうえ各金融機関または滝川営業所まで、お越しください。

また、スマートフォンなどのモバイル端末を使用して水道料金の支払いができる「スマホ決済は、PayPay、LINE Pay、支払秘書、J-Coin Pay、d払い、au PAYが利用できます。詳しくは、当水道企業団のホームページをご覧ください。

国 中空知広域水道企業団 TEL 53-831

**野生動物に餌を
与えないでください**

人がカラスやハト、キツネなどの野生動物に餌を与えることは、適正な数を超えた繁殖につながります。生態系に影響が出るだけではなく、ふんなどの排せつ物や悪臭、鳴き声の問題につながるほか、病気や害虫を持つていた場合は健康被害が出るなど、人に直接被害を与えることもあります。

また、直接餌を与えなくても、生ごみが野生動物の餌とならない

よう、ごみ出しの際は注意しましょう。

国 ぐらし支援課 TEL 28-8013

**マイナンバーカードの
お知らせ**

●**休日・夜間(予約制)**

休日・夜間のマイナンバーカードの申請・交付は前開庁日までに電話か窓口でお申し込みください。

対象日時 ①7月～9月の毎週火曜日 17時15分～19時

②7月28日(日)、8月25日(日)、9月29日(日) 9時30分～12時30分

場所 市民課

取り扱い業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新

※住民異動届、証明書発行、印鑑登録、パスポート業務は、お取り扱いできませんのでご注意ください。

国 市民課 TEL 28-8014

住民税非課税世帯等給付金および定額減税調整給付金について

●**新たに令和6年度住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯への給付金(10万円)について**

電力ガス食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計へ大きな影響を受ける世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付金を予

2024-07 広報たきかわ 10